ＡＳネット規約

第４章　会員間物流事業

第２９条　出品

１．会員は、次条以下の定めるところに従い、ＡＳＮＥＴに車輌を出品することができる。

２．掲載情報を利用する権限はＡＳが有する。

３．ＡＳは必要に応じて、出品車輌を各種の条件で制限することができる。

第３０条　規約の優先

ＡＳＮＥＴを通じて業務提携先に車輌を出品・成約した場合でも、本条及び第３２条から第３９条まで、並びに第４１条から第４６条までは、本規約が業務提携先の定める規約に優先する。

第３１条　出品会員義務

１．会員は、車輌の出品に際して、エンドユーザーの立場に立ち、次の義務を負う。

①会員は車輌の点検整備を綿密に行い、その仕様、品質、不具合、欠陥の程度を誠実に申告しなければならない。

②前項の検査結果、それによる表示はもとより、その他の結果については責任の全てを負い、クレーム等のトラブルが生じたときは、その処理に責任を持ち、ＡＳの裁定に従うこと。

③同時に不具合箇所を知りながら、故意に表示を行わなかったときは、出品・落札制限、出品・落札停止及び、金銭的ペナルティ等を課するものとする。

④成約車輌について譲渡書類を車輌成約日から７日以内に、ＡＳＮに提出すること。

⑤出品票は、一般通常取引における契約とみなし、出品票は明確に表示するものとする。

２．会員は、ＡＳが出品車輌に関する情報を業務提携先に提供することを承認する。

第３２条　出品車輌の条件

１.出品会員が出品する車両は、以下の条件を備えていなければならない。

（１）第４２条に定める譲渡書類を完備していること

（２）ＡＳが別に定める基準に沿った検査を受けた車両又はＡＳが認める検査を受けた車両であること

（３）１０リットル以上の燃料を搭載もしくは電気自動車の場合は１０kwh 以上の充電をし、自走による落札会員までの陸送も含め、走行可能な車両であること

（４）スペアタイヤ、工具、ジャッキ等を備えていること。ただし出品票において欠品である旨を記載している場合を除く。

（５）自社名義、もしくは譲渡書類のすみやかな差し替えが可能な車両であること

（６）陸送会社が運搬可能な状態であること。車高が著しく低い車両、オイル洩れ・水漏れなどの理由により陸送が不可能と判断された場合、出品会員は自らの責任で陸送可能な状態にしなければならない。

２．出品会員は次の各号に該当する車両を出品してはならず、出品の事実が発覚した場合、ＡＳは出品会員の承諾を得ることなく、出品の取消しを行う事ができる。

（１）トレーラー、キャンピングトレーラー等の被けん引自動車

（２）二輪車

（３）農業機械、工業機械等の特殊車両

（４）車両部品、船舶等の車両以外の物品

（５）盗難車両、接合車両、差押え車両等の違法な車両

第３３条　出品手続き

出品店は、ＡＳ指定のシステムを使用し、ＡＳＮへ出品することができる。

第３４条　出品内容の訂正・変更

会員が車輌を出品した後、出品内容及び車輌状態が異なった場合は、直ちにＡＳが定める手続をとる事。

第３５条　出品制限

ＡＳは、出品車輌の業販価格および出品票への記載内容が適正でないと判断した場合、制限及び指導する場合がある。

第３６条　出品期間

ＡＳＮへの出品期間は、無期限とする。

第３７条　出品保留

会員が、出品期間中の車輌を何らかの理由で出品を保留する場合、ＡＳ指定のシステムを使用し、自らの責任において出品を保留する処理を行わなければならない。

第３８条　再出品

出品を保留した車輌は、再出品することができる。

第３９条　出品会員都合による契約解除

出品会員は、当該車輌の成約時間より２４時間以内に限り、落札会員に対するペナルティ 50,000 円とＡＳに対する落札手数料 20,000 円を支払い、当該車輌の契約を解除することができる。但し、この場合においても出品会員は、ＡＳに成約手数料を支払わなければならない（２４時間を越える契約解除については、ペナルティを 100,000 円とする）。

第４０条　落札

１．会員は、本条の定めるところに従い、ＡＳＮＥＴにおいて、又はＡＳＮＥＴを通じて業務提携先において車輌を落札することができる。

２．落札会員の参加義務

①本規約及びこれに付随する諸規定・諸契約を遵守する事。

②落札しようとする出品車輌の内容を充分把握した上で、ＡＳＮを使用する事。

③落札車輌代金、自動車税、手数料等を規定通り支払う事。

④車輌の移転登録等を規定通り完了する事。

⑤成約車輌に対してのクレームが発生した場合は、建設的且つ円満に解決し、処理が難航した場合は、ＡＳの裁定に従う事。

⑥業務提携のうち、「ガオー！ストック」「ＩＡＡバザール」「カーチス在庫車」「ＬＡＰ共有在庫」「ＪＡＡ／ＨＡＡワンチャンストック」「ストックワンプライス」「いすゞU-CON」各コーナーからの落札については、それぞれの業務提携先の規約のうちＡＳＮＥＴに掲載する定めが、本規約に優先する。

３．契約の成立

①ワンプラでの落札について

売買契約はＡＳＮにおいて落札ボタンを押し、確認を行うことにより成立したものとする。

②値下げ交渉での落札について

ア．当コーナーへの値下げ交渉受付時間は、9:00 から 17:30（定休日なし）です。

イ．値下げ交渉受付終了時間までに、申込みをして下さい。但し、一部値下げ交渉不可車輌があります。出品取消になった場合、申込みは無効になります。

ウ．当コーナーでの値下げ交渉申込みは、無料とします。

４．車輌輸送について

①車輌の搬出は、ＡＳ指定陸送会社とする。落札日の翌日までに陸送会社へ手配する事。

②搬出期限は、落札日を含む４日以内または各会場の搬出期限に準ずる。

５．譲渡書類

譲渡書類は代金決裁後の送付とする。

６．落札会員の車輌確認義務

落札会員は、落札車輌入庫時点で出品票と現車に相違がないことを確認し、問題等が生じた場合は別に定めるクレーム申告期限内に、ＡＳに申し出なければならない。

７．落札契約解除

落札会員は、当該車輌の落札時間より２４時間以内に限り、売買契約を解除することができる。（２４時間以降のキャンセルはできないものとする）。この場合、落札会員は、出品会員に対するペナルティ 50,000 円と、ＡＳに対する落札手数料及び成約手数料を支払わなければならない。

８．ＡＳによる解除等

①ＡＳが、当該車輌の落札を、出品会員と落札会員が通謀して売買の意思がないのにかかわらず行った取引その他の不自然な取引（例：落札会員において車輌代金を支払う意思若しくは資力がないのにＡＳに車輌代金相当額を負担させることによって出品会員に利益を得させようとして行った取引）であると判断した場合、ＡＳは、当該車両の売買の無効を主張し、またはこれを解除することが出来るものとし、また、正常な手順を経ずに落札となった場合、ＡＳは、当該車輌の落札日より１０日以内に限り、当該車輌の売買の無効を主張し、またはこれを解除することが出来る。

②前号において、ＡＳが不自然な取引であると判断した場合、落札会員はＡＳに契約解除ペナルティ 50,000 円を支払い、ＡＳはこれを出品会員に支払う。

③第１号において正常な手順を経ずに落札となり売買契約を解除した場合、ＡＳは出品店に契約解除ペナルティ 50,000 円を支払うものとする。

第４１条　検査

１．目的

ＡＳＮで取り扱う出品車輌の品質水準の保持等、良好な中古車流通環境を維持する目的の為、本条を定める。

２．出品車輌検査

出品車輌検査は、公正かつ的確に客観的な立場で次の通り行う。

①出品店申告義務

（ア）出品しようとする車輌の内外装に関して、検査点検を行い正確に提示する事。

（イ）出品しようとする車輌の走行機関、機構及び装備に関して、検査点検を行い正確に提示する事。

（ウ）成約後の提示不備によるクレームは、出品会員が一切その責任を負う。

②ＡＳ検査

（ア）検査員の行う出品車輌の検査は、出品会員による出品票内容と、出品車輌状態とのチェックであるので、出品票と出品車輌とのチェックを正確に実施する事。検査員資格者は、ＡＳの定める基準に則り出品車輌の検査を行い評価点を付す。

（イ）ＡＳの判定は、何人も訂正できない。

（ウ）評価は参考の為のものであり、第３１条１項に基づく出品店の申告が不適正であった場合の責任は、全て出品店側にありＡＳはその責を負わないものとする。

３．評価基準

会員間物流事業における出品車両の評価基準は、ＡＳワンプラ検査細則に定める。

第４２条　書類

１．書類の完備

譲渡書類の完備とは、次の用件を備えるものとする。

①全国どこの陸運支局又は検査登録事務所で、登録可能な書類で自賠責保険の添付を必要とする。（倒産及びダブル移転や死亡相続移転等、地域により取扱いが違うケースの譲渡書類は自社名義にして出品するものとする）

②必要書類の有効期限は基本として翌月末まであるものとする。万一、期限が満たない場合、落札店の承諾が得られたものに限り、ペナルティ１万円をもって早期名変扱いとする。

③譲渡書類に関する全ては、ＡＳを介して行うものとする。

④出品票に登録番号が明記されたものは全て名義変更扱いとして処理する。但し、車検残期間が翌月末までのものは継続車検に必要な書類を完備するものとする。

⑤国産車の未登録車は、完成検査済終了証の有効期限がＡＳ到着時点で３ヶ月以上ある事。

⑥輸入車の未登録車は、予備検査証の期限がＡＳ到着時点で２ヶ月以上在る事。

⑦譲渡書類は全て差し替え可能なものとする（有効期限失効等）。

⑧出品票に記載のある保証書、取扱説明書、記録簿等は、書類と一緒にＡＳへ送る事とする。車内積込での紛失等は出品店の責任とする。

⑨保証書とは、当該ディーラーの証明（ディーラー印等）があるものを提出すること。

⑩リサイクル料金の申告について預託済みである場合は、出品票に金額及び預託済みの申告を記入するものとする。リサイクル券の不備又はリサイクル料金の申告に誤りがあった場合は、落札店は書類到着日を含む７日以内、出品店は成約日を含む７日以内にＡＳに申告しなければならない。但し、期限を過ぎた申告は不可とする。また、会員はＡＳからの内容修正に応じなければならない。

２．書類不備

前項に該当しないものは、書類不備となり受付不可とする。但し、書類の有効期限については、１ヶ月未満のものでも落札会員が承諾した場合はこの限りではない。

３．譲渡書類の遅延罰則

①出品車の譲渡書類の到着期限を成約日（含む）より 7 日以内とし、これを越えた場合、規則違反とし遅延日数により次のペナルティを課するものとする。

（ア）成約日（含む）より８日から１４日まで 10,000 円

（イ）以下、７日単位で 10,000 円を加算する

②書類の一部不備による遅延も前項と同様に扱うものとする。

③書類遅延日数が３０日以上の場合、落札会員はこの契約を解除することが出来るものとする。この場合、出品店は違約金 100,000 円と落札会員が蒙った損害金（遺失利益除く）を支払うものとする。

④罰則は、ＡＳが出品会員より徴収し、落札会員に支払うものとする。但し、車輌代金の入金が規定の支払期限より遅延した場合はこれを受け取る権利を失う。

４．差替及び再発行手数料

①落札会員における譲渡書類の紛失、失効及び書き損じ等による差替えについては、次の手数料を持ってＡＳに依頼するものとする。

（ア）印鑑証明書 30,000 円

（イ）譲渡書、委任状 30,000 円

（ウ）その他の実印の要する書類 30,000 円

（エ）抹消謄本の譲渡書類再交付 50,000 円＋実費

※自賠責保険証の紛失は不可とする。

※但し、差替えの原因が明らかに出品店の責任とみられる場合はこの限りではない

（例：捺印のみされており、正しく記入がされていない書類）。

※その他、場合により落札店に実費を請求する場合がある（別表１０）。

②差替え及び再発行は全てＡＳを通じ依頼するものとする。名義人に直接差替えを依頼した事実が判明した場合、一時参加停止とペナルティ 50,000 円を課するものとする。

５．車輌の移転及び抹消登録

①落札会員は登録書類を受領後、該当車輌の落札日の翌月末以内、及び書類の有効期限どちらか早い方までに移転・登録抹消等の手続きを完了し、写しがＡＳへ到着すること。

②名義変更期限を遅延した場合、遅延日数により次の罰則金を課するものとする。

※名義変更期限を過ぎた場合は、名変遅延ペナルティ 10,000 円。

※上記期日の 7 日超ごとに名変遅延ペナルティ 10,000 円を加算する

③ＡＳは落札会員より当該車輌の移転・抹消等の結果報告が無き場合、ＡＳにて現在登録証明の取得にて確認をする。尚, この場合手数料として 3,000 円を落札会員に請求するものとする。

④落札会員は軽自動車の税止め申告を忘れて名義変更後に旧名義人に課税が発生した場合、罰則金を課す場合がある。

６．名義変更保証金

３月の売買にのみ所定の金額を預かる。

７．自動車税相当額の精算処理

・自動車税相当額の預かりについて

ナンバー付の車輌については、年度内残月分を請求するものとする。

軽自動車については、３月のみ年度額を預かるものとする。

・自動車税相当額の精算について

名義変更の完了結果（車検証の写し）を提出期限内にＡＳ業務管理課に届け出ることにより精算するものとし、提出期限を過ぎた場合は精算をしないものとする。

集計結果に基づき当社の定める日付に行うものとする。

※抹消登録をした場合の車検証の写しは、抹消登録完了月の末日までにＡＳ業務管理課へＦＡＸにて完了報告をしたもの。

※落札店が移転登録後、同一年度内に抹消登録を行った場合は、登録完了翌日までに完了後の写しをＡＳ業務管理課までＦＡＸ送付のうえ確認連絡をしたもの。

精算について、下記の通りです。

落札の場合

	移転登録	抹消登録	抹消登録
		（還付金譲渡請求権譲渡書あり）	（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
落札店	返金なし	返金なし	月割り計算を行い、お支払い致します。

※但し、３月売買の３月中名義変更については、落札店への全額返金するものとする。

出品成約の場合

	移転登録	抹消登録	抹消登録
		（還付金譲渡請求権譲渡書あり）	（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
出品店	残月分の自動車税相当額をお支払い致します	残月分の自動車税相当額をお支払い致します	月割り計算を行い、お支払い致します。

※出品店への精算は、名義変更完了後、当社の定める日付に行うものとする。

軽自動車の取り扱い（3 月のみ）

	４ナンバー	５ナンバー
預かり税	4,000 円	7,200 円
３月中名義変更 ４月１日名義変更	落札店へ全額返金	落札店へ全額返金
４月２日以降名義変更	落札店へ返金なし	落札店へ返金なし
	出品店へ支払い	出品店へ支払い

注意事項

※還付請求書類を送付済の場合は落札店が管轄の自動車税事務所に還付請求手続きを行うこととする。

※ナンバー付出品車両の自動車税は全て完納していることを条件とします。

未納だった場合、出品店の責任で速やかに完納するものとする。

８．名義変更前における交通違反の罰則

落札会員が、落札車輌の名義変更前に、当該車輌にて交通違反を犯し放置した場合、罰則として出品会員に迷惑ペナルティとして、50,000 円を支払うものとする。

第４３条　代金決済

１．出品会員の車輌代金などの決済

出品会員に対する決済は次の通りとする。

①車輌成約後、譲渡書類一式がＡＳに到着次第、成約代金を支払う。

②出品会員が、ＡＳに対して手数料、落札車輌代金その他債務を有している場合ＡＳは成約車輌代金支払の際に、当該債務として相殺することが出来るものとする。

２．落札会員の車輌代金等の決済

落札店に対する決済は次の通りとする。

①落札車輌の車輌代金を落札日（含む）より７日以内にＡＳ指定の金融機関口座へ振り込みにて支払うものとする。

②落札会員は、ＡＳに対して成約車輌代金、その他債務を有している場合において、落札車輌代金等との相殺を主張できないものとする。

３．手数料・罰則等の決済

各手数料・罰則の決済は次の通りとする。

①各手数料は、別に定める方法により、ＡＳに支払うものとする。（別表５）

②その他の各手数料については、ＡＳ指定の期日、方法により支払うものとする。

４．支払遅延

会員がＡＳに対して負担する債務の支払を怠った時は、日歩８銭の割合による遅延損害金をＡＳは会員に請求できるものとする。

第４４条　手数料

１．手数料

手数料の種類及び性質は、次の通りとする。

①出品手数料

出品会員は、検査車輌の数量に応じて、手数料を支払わなければならない。

②成約手数料

出品会員は、出品車輌が成約した場合は、成約ごとに成約手数料を支払わなければならない。

③落札手数料

落札会員は、出品車輌を落札した場合は、落札ごとに落札手数料を支払わなければならない。

④特別手数料

特別に定めた方法で、ASN を利用する場合は、特別手数料を支払わなければならない。

２．決済

手数料の支払は、別に定める方法により、ＡＳに支払うこと(別表５)。

３．規定の改訂

手数料規定の改訂をＡＳが必要と認めた場合、随時任意に改訂し書面にて会員に通知する。

第４５条　所有権の帰属

当ＡＳＮ上の流通車両の所有権は、車両の所有権移転登録に必要な書類を所持する者に帰属する。

１．成約車両の所有権移転に必要な書類が、ＡＳに到着した時点で当該車両所有権がＡＳに帰属し、落札会員にＡＳより同書類が到着した時点で落札会員に当該車両の所有権が移転する。

２．会員が第４３条の規定に反した場合は、入金期限〈７日以内）の翌日から催告なしに落札車両をＡＳが回収することができる。但し本項を適用した場合は、第４３条４項の遅延損害金は落札車回収日までとする。

第４６条　裁定

会員間物流事業におけるクレームの処理手順は、ＡＳワンプラクレーム裁定細則に定める。